

受験資料

平成 **26** 年度

司法書士

本試験問題
と
詳細解説

 東京法経学院

「平成 26 年度司法書士本試験問題と詳細解説」の発刊にあたって

平成 26 年度司法書士筆記試験が、平成 26 年 7 月 6 日(日)に実施されました。

司法書士試験の出願者数は、平成 22 年度の 33,166 人をピークに毎年減少傾向にあり、平成 26 年度の出願者数も 24,538 人となり、対前年比 2,862 人の減少となりました。

例年およそ 20,000 人強の方が受験する司法書士試験。この中で、上位 800 人前後の選ばれた方のみが合格という栄冠を勝ち取ります。

平成 26 年度に筆記試験を受験された皆様は、これまでの学習成果を十分に発揮され全力を尽くされたこととは思いますが、自己の正確に把握するとともに、実施された筆記試験を分析・復習する必要があります。また、次年度以降、司法書士試験を目指される皆様には、平成 26 年度の本試験の出題傾向並びにその問題のレベル等を知ることは、今後の学習の手掛かりをつかむ上で必須事項です。

本書は、平成 26 年度司法書士筆記試験：の択一式 70 問・記述式 2 問の全問題並びにその正解・解答例と詳細な解説（本書の解説は、平成 26 年 4 月 1 日現在の施行法令に準拠しております）を掲載しておりますので、平成 26 年度試験の検討並びに次年度試験対策資料として、幅広くご活用いただけます。

また、本書は平成 23 年～平成 25 年までの司法書士口述試験の問題及び解答例を巻末に収録しておりますので、ご活用ください。なお、口述試験の問題を分析することは、次年度以降の筆記試験の出題論点を予想する際に、一つの有効な手掛かりにもなります。筆記試験対策としても当資料をご活用いただけることでしょう。

最後になりましたが、ご多用中にもかかわらず、本書制作に多大なるご協力をいただきました、司法書士築瀬徳宏先生並びに司法書士増田憲之先生に、心より厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 12 月

東京法経学院

（注） 本書は、平成 26 年度司法書士筆記試験に出題された問題をベースに、解答等を加えて編集した当社のオリジナルな出版物です。収録されている問題・解説。解答例等について、無断で複製・複写をすることを固く禁じます。

平成26年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

目次

択一正解番号・出題の要旨	6
受験データ	8

【問題編】

午前部	9
午後部	49
記述式問題答案用紙	116

【解説編】

午前部	123
憲法 / 民法 / 刑法 / 商法・会社法	
午後部	161
民事訴訟法・民事保全法・民事執行法	
司法書士法 / 供託法 / 不動産登記法	
商業登記法	
不動産登記(記述式) / 商業登記(記述式)	
記述式解答例 不動産登記	201
商業登記	219

平成26年度試験問題分析	237
平成23～25年度 口述試験	257
問題 & 解答例	

平成26年度 司法書士試験 択一 正解番号・出題の要旨一覧 【午前の部】

科目	問題番号	正 解	難易度	問題形式	出題の要旨
憲法	第 1 問	5	★☆☆	B	検閲
	第 2 問	2	★★☆	A	国会
	第 3 問	5	★★☆	B	司法権の範囲又はその限界
民法	第 4 問	3	★★★	B	錯誤と詐欺の二重効
	第 5 問	4	★★☆	B	代理
	第 6 問	4	★★★	B	消滅時効
	第 7 問	2	★★★	C	物権的請求権
	第 8 問	4	★★☆	C	取得時効と登記
	第 9 問	3	★★☆	B	囲繞地通行権
	第10問	3	★☆☆	B	用益物権
	第11問	3	★☆☆	B	先取特権
	第12問	2	★★☆	C	抵当権
	第13問	2	★★☆	B	法定地上権
	第14問	4	★☆☆	B	根抵当権
	第15問	4	★★☆	B	譲渡担保
	第16問	1	★★★	C	債権者代位権と詐害行為取消権
	第17問	2	★★★	B	債権譲渡と債権者交替による更改
	第18問	3	★★☆	B	請負人の瑕疵担保責任
	第19問	1	★★☆	B	組合
	第20問	3	★★☆	B	養子縁組
	第21問	2	★★☆	B	親権
	第22問	1	★★★	C	相続の承認又は放棄
	第23問	5	★★☆	B	遺贈の効力
刑法	第24問	2	★★☆	B	共犯
	第25問	3	★☆☆	B	罪数
	第26問	4	★☆☆	B	詐欺罪
商法・会社法	第27問	4	★☆☆	B	株式会社の設立
	第28問	2	★★★	B	株式の共同相続
	第29問	4	★★☆	B	譲渡制限株式
	第30問	3	★☆☆	B	取締役及び監査役
	第31問	5	★★★	B	取締役の忠実義務
	第32問	3	★★★	B	持分会社
	第33問	2	★☆☆	B	社債管理者
	第34問	4	★★☆	B	事業譲渡と吸収分割
	第35問	2	★★☆	B	商行為の代理

※難易度は、★☆☆-易、★★☆-並、★★★-難を示しています。

【午後の部】

科目	問題番号	正解	難易度	問題形式	出題の要旨
民訴・民保・民執	第1問	5	★☆☆	B	送達
	第2問	5	★☆☆	B	当事者の期日の欠席
	第3問	2	★★★	B	証拠調べ
	第4問	2	★★☆	B	確定判決の効力
	第5問	5	★★★	B	訴えの取下げ
	第6問	5	★☆☆	B	仮の地位を定める仮処分命令
	第7問	2	★★★	C	民事執行法における各種異議の訴え
司士	第8問	4	★☆☆	B	司法書士又は司法書士法人の業務
供託	第9問	3	★★☆	B	供託物等の払渡請求手続
	第10問	2	★☆☆	B	債権者不確知を原因とする弁済供託
	第11問	5	★★☆	B	執行供託
不動産登記法	第12問	4	★★★	B	登記識別情報の提供
	第13問	2	★★★	B	登記識別情報の失効の申出と有効証明請求
	第14問	2	★☆☆	B	登記上の利害関係人の承諾を証する情報
	第15問	3	★★★	C	登記原因証明情報
	第16問	3	★☆☆	B	判決による登記
	第17問	3	★★☆	C	所有権の保存の登記
	第18問	5	★☆☆	B	所有権の移転の登記の抹消
	第19問	4	★☆☆	B	買戻特約に関する登記
	第20問	3	★★☆	B	相続による所有権移転の登記
	第21問	2	★☆☆	B	遺贈による所有権移転の登記
	第22問	2	★★★	C	抵当権の変更の登記
	第23問	2	★★☆	B	根抵当権に関する登記
	第24問	3	★★☆	B	処分の制限の登記
	第25問	4	★★★	C	登記事項の証明等
	第26問	1	★★☆	A	信託の登記
	第27問	4	★★☆	B	工場抵当又は工場財団の登記
商業登記法	第28問	1	★★☆	C	商業登記制度
	第29問	4	★☆☆	B	株式会社の設立の登記
	第30問	4	★☆☆	B	本店移転又は支店移転の登記
	第31問	3	★★☆	C	株券提供公告をしたことを証する書面の添付の要否
	第32問	5	★★☆	B	委員会設置会社に関する登記
	第33問	3	★★☆	B	募集株式の発行による変更の登記
	第34問	2	★☆☆	B	取締役又は代表取締役の変更の登記
	第35問	3	★★★	B	吸収分割による変更の登記

※出題形式は、A-正誤問題、B-組合せ問題、C-個数問題を示しています。

◆ 受験データ

I 平成 26 年度の出願状況について

平成 26 年度司法書士の出願者数は、昨年度に比して、2,862 人減、増減率で 10.4% 減の 24,538 人となった。

II 過去 5 年間の出願者数及び合格者数等の変遷

年 度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
出願者数 (人)	33,166	31,227	29,379	27,400	24,538
	+608	-1,939	-1,848	-1,979	-2,862
合格者数 (人)	948	879	838	796	762
	+27	-69	-41	-42	-34
合格率	2.8%	2.8%	3.5%	3.5%	3.5%
	±0	±0	+0.1	±0	±0

III 過去 3 年間の合格基準点

年 度	合 格 基 準 点
平成 24 年度	満点 280 点中 215.5 点以上 午前の部の試験(多肢択一式問題)については満点 105 点中 84 点に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点 105 点中 78 点に、記述式問題については満点 70 点 38.0 点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
平成 25 年度	満点 280 点中 221.5 点以上 午前の部の試験(多肢択一式問題)については満点 105 点中 84 点に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点 105 点中 81 点に、記述式問題については満点 70 点中 39.0 点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。
平成 26 年度	満点 280 点中 207.0 点以上 午前の部の試験(多肢択一式問題)については満点 105 点中 78 点に、午後の部の試験のうち多肢択一式問題については満点 105 点中 72 点に、記述式問題については満点 70 点中 37.5 点に、それぞれ達しない場合は、それだけで不合格とされた。

平成 **26** 年度

司法書士 本試験 問 題 編

午 前 の 部

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午 後 の 部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法
司法書士法
供 託 法
不動産登記法
商業登記法

不動産登記「記述式」
商 業 登 記「記述式」

(26) 試 験 問 題 (午前の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題用紙裏面の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2 時間です。
- (3) 試験問題は、全て多肢択一式で、全部で35問あり、105点満点です。
- (4) 解答は、答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。
- (5) 各試験問題の正解は、全て一つです。したがって、解答欄へのマークは、各問につき1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。
- (6) 答案用紙への記入は、**鉛筆 (HB)** を使用してください。
- (7) 該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (8) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません (試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)。
- (9) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。
- (10) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (11) 試験時間中、不正行為があったときは、その者の受験は、直ちに中止され、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (12) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (13) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 検閲に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 検閲とは、表現行為に先立ち公権力が何らかの方法でこれを抑制すること及び実質的にこれと同視することができる影響を表現行為に及ぼす規制方法をいう。

イ 検閲の禁止は、絶対的禁止を意味するものではなく、検閲に当たる場合であっても、厳格かつ明確な要件の下で検閲が許容される場合はあり得る。

ウ 裁判所の仮処分による出版物の事前差止めは、訴訟手続を経て行われるものではなく、争いのある権利関係を暫定的に規律するものであって、非訟的な要素を有するものであるから、検閲に当たる。

エ 教科用図書の検定は、不合格となった図書をそのまま一般図書として発行することを何ら妨げるものではないから、検閲には当たらない。

オ 書籍や図画の輸入手続における税関検査は、事前に表現物の発表そのものを禁止するものではなく、関税徴収手続に付随して行われるものであって、思想内容それ自体を網羅的に審査し、規制することを目的とするものではない上、検査の主体となる税関も思想内容の規制をその独自の使命とする機関ではなく、当該表現物に関する税関長の通知につき司法審査の機会が与えられているから、検閲には当たらない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

平成 **26** 年度

司法書士 本試験 解 説 編

午 前 の 部

憲 法
民 法
刑 法
商法・会社法

午 後 の 部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法
司法書士法
供 託 法
不動産登記法
商業登記法

不動産登記「記述式」
商 業 登 記「記述式」

解説編の表記・略称

1 解説編における条文の表記（略記）

本文カッコ書きの法条数については，条数はアラビア数字によって，頁数はローマ数字によって，号数は丸囲みの数字によって略記した。

（例）〔（民111 I ①）＝民法111条1項1号〕

〔（〇〇本）＝〇〇本文，（〇〇但）＝〇〇但書
（〇〇前）＝〇〇前段，（〇〇後）＝〇〇後段〕

2 解説編におけるおもな法令等の略記

（五十音順）

本文中の表記	法令名
会社法〇条（会〇）	会社法
供託規〇条（供託規〇）	供託規則
供託法〇条（供託〇）	供託法
刑法〇条（刑〇）	刑法
憲法〇条（憲〇）	憲法
裁判所法（裁〇）	裁判所法
司書法（司書〇）	司法書士法
司書規〇条（司書規〇）	司法書士法施行規則
商法〇条（商〇）	商法
商登法〇条（商登〇）	商業登記法
信託法〇条（信託〇）	信託法
人訴法（人訴〇）	人事訴訟法
整備法（整備〇）	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
登録税法〇条（登録税〇）	登録免許税法
破産法〇条（破〇）	破産法
不登法〇条（不登〇）	不動産登記法
不登令〇条（不登令〇）	不動産登記令
不登規則〇条（不登規〇）	不動産登記規則
民法〇条（民〇）	民法
民執法（民執法〇）	民事執行法
民訴法〇条（民訴〇）	民事訴訟法
民保法〇条（民保〇）	民事保全法
民保規〇条（民保規〇）	民事保全規則

試験問題（午前の部）解説

◆ 憲 法

第1問 正解 5 難易度 ★☆☆

本問は、検閲に関する出題である。

- ア 誤り。憲法21条2項前段は、「検閲は、これをしてはならない」と規定するが、この「検閲」の意義について、判例（最大判昭和59・12・12）は、「「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す」としている。表現行為に先立ち公権力が何らかの方法でこれを抑制すること一般を意味するわけではない。
- イ 誤り。検閲を禁止した憲法21条2項前段の規定について、前記判例（最大判昭和59・12・12）は、「憲法が、表現の自由につき、広くこれを保障する旨の一般的規定を同条1項に置きながら、別に検閲の禁止についてかような特別の規定を設けたのは、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることにかんがみ、これについては、公共の福祉を理由とする例外の許容（憲法12条、13条参照）をも認めない趣旨を明らかにしたものと解すべきである。」としている。したがって、検閲が許容される場合があるとする本肢は、誤っている。
- ウ 誤り。判例（北方ジャーナル事件、最大判昭和61・6・11）は、「一定の記事を掲載した雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、裁判の形式によるとはいえ、口頭弁論ないし債務者の審尋を必要的とせず、立証についても疎明で足りるとされているなど簡略な手続によるものであり、また、いわゆる満足的仮処分として争いのある権利関係を暫定的に規律するものであって、非訟的な要素を有することを否定することはできないが、仮処分による事前差止めは、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであって」、検閲に当たらないとしている。
- エ 正しい。判例（第一次家永教科書事件上告審、最判平成5・3・16）は、教科書検定は、不合格となった図書を一般図書として発行することを妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲に当たらず、憲法21条2項前段の規

定に違反しないとしている。

オ 正しい。税関検査について、前記最大判昭和59年12月12日は、①税関検査により表現物の輸入が禁止されるだけであって、発表そのものを禁止するわけではないこと、②税関検査は関税徴収手続に付随して行われるものであって、思想内容それ自体を網羅的に審査し、規制することを目的とするものではないこと、③税関は思想内容の規制をその独自の使命とする機関ではなく、当該表現物に関する税関長の通知につき司法審査の機会が与えられていること等を理由に、検閲に当たらないとしている。

以上により、判例の趣旨に照らし正しいものはエ及びオであるから、5が正解となる。

第2問 正解 2 難易度 ★★☆☆

本問は、国会に関する出題である。

- 1 誤り。国政調査権は、立法、予算審議、行政監督等議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的権能と解されている。立法のために特別に与えられた権限ではなく、その対象が立法をするのに必要な範囲に限られるわけではない。この国政調査権は、司法権や検察権との関係で制約があるが、一般行政との関係では、議院内閣制の下、内閣は行政権の行使について国会に対して連帯して責任を負うから(憲66Ⅲ)、行政権全般にわたって国政調査権が及び、個別具体的な行政事務の処理の当否も調査の対象となる。
- 2 正しい。両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない(憲56Ⅰ)。議決をすることができないだけでなく、議事を開くこともできないことに注意する必要がある。
- 3 誤り。予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決とされる(憲60Ⅱ)。本肢のように、参議院が衆議院と異なった議決をし、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び議決したときに衆議院の優越が認められるのは、法律案である(憲59Ⅱ)。
- 4 誤り。両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない(憲51)。この規定の意味に関し、判例(最判平成9・9・9)は、国会議員がその職務を行うに際して行った発言は、仮にその発言が故意又は過失による違法な行為であるとしても、憲法51条により、公務員である国会議員個人は、その責任を負わないが、国会議員が国会で行った質疑等につき、国の賠償責任(国賠1Ⅰ)は、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を知りながらあえ